

寄附者名簿の作成例（相対値基準）

初回認定申請時のみ提出

閲覧対象外書類

寄 附 者 名 簿

法 人 名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	事業年度	〇〇〇1年4月1日～〇〇〇2年3月31日
-------	---------------	------	----------------------

寄附者の氏名又は名称	住所又は事務所の所在地	寄 附 金 の 額	受 領 年 月 日	備 考
加東次郎	兵庫県加東市△〇町5-1	150,000 円	〇・5・5	
		100,000 円	〇・5・30	
加古川太郎	兵庫県加古川市◎町4-1	400,000 円	〇・5・16	
加古川美咲		300,000 円	〇・6・7	
株式会社〇△	大阪府〇□市〇〇区1-1	2,000,000 円	〇・5・30	
篠山三郎	兵庫県丹波市〇〇町9-1	5,350 円	〇・6・1	
		3,000 円	〇・6・15	賛助会費
豊岡信夫	兵庫県豊岡市〇町8-1	2,000 円	〇・6・12	
姫路満子	兵庫県姫路市〇〇町6-1	200,000 円	〇・6・20	
(財)ひょうご◇◇協会	兵庫県神戸市〇〇区1-1	500,000 円	〇・6・23	
摩耶五郎	兵庫県神戸市灘区△町1-1	2,500 円	〇・7・1	
宝塚一郎	兵庫県宝塚市〇〇町1-1	200,000 円	〇・7・6	
西宮二郎	兵庫県西宮市〇〇町1-1	100,000 円	〇・7・10	
公益財団法人〇〇	兵庫県神戸市中央区〇町1-1	600,000 円	〇・8・7	助成金
...	
小計		11,995,200 円	・	
		円	・	
		円	・	
		円	・	
		円	・	
少額寄附 計		12,550 円	・	
匿名寄附 計		27,450 円	・	
		円	・	
		円	・	
		円	・	
合 計		12,035,200 円		

(注意事項)

- ・ 認定の有効期間の更新を受けようとする法人及び特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けようとする法人は、添付の必要はありません（法第44条第2項、第51条第5項、第58条第2項）。
- ・ この寄附者名簿は、毎事業年度初めの3月以内に作成し、その作成の日から起算して5年間その事務所の所在地に備え置く必要があります（法54条第2項）。
- ・ 欄が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・ 本様式は、可能な限り、印刷されたものと併せて電子データもご提出ください（CDR等に保存のうえ提出してください）。
- ・ 寄附者名簿に、賛助会費や助成金（いずれも対価性の無いものに限り）を記載する場合は、その旨を備考欄に記載してください。

寄附者名簿の作成例（絶対値基準）

初回認定申請時のみ提出

閲覧対象外書類

寄 附 者 名 簿

法 人 名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	事業年度	〇〇〇1年4月1日～〇〇〇2年3月31日
-------	---------------	------	----------------------

寄附者の氏名又は名称	住所又は事務所の所在地	寄 附 金 の 額	受 領 年 月 日	備 考
1 株式会社〇△	大阪府〇〇市〇〇区1-1	2,000,000 円	〇・5・30	
2 篠山三郎	兵庫県丹波市〇〇町9-1	5,350 円	〇・6・1	
		3,000 円	〇・6・15	賛助会費
3 姫路満子	兵庫県姫路市〇〇町6-1	200,000 円	〇・6・20	
4 (財)ひょうご◇◇協会	兵庫県神戸市〇〇区1-1	500,000 円	〇・6・23	
5 摩耶五郎	兵庫県神戸市灘区△町1-1	2,500 円	〇・7・1	
6 摩耶峰子		900 円	〇・7・1	
7 公益財団法人〇〇	兵庫県神戸市中央区〇町1-1	600,000 円	〇・8・7	助成金
...
小計		10,749,750 円	.	.
<以下、100人にカウントしない寄附者>			.	.
加東次郎	兵庫県加東市△〇町5-5	150,000 円	〇・5・5	
加東茶		100,000 円	〇・5・30	
加古川太郎	兵庫県加古川市◎町4-1	400,000 円	〇・5・16	
加古川美咲		300,000 円	〇・6・7	
宝塚一郎	兵庫県宝塚市〇〇町1-1	200,000 円	〇・7・6	
西宮二郎	兵庫県西宮市〇〇町1-1	100,000 円	〇・7・10	
少額寄附		8,000 円	.	.
匿名寄附		27,450 円	.	.
			.	.
			.	.
			.	.
			.	.
			.	.
合 計		12,035,200 円		

(注意事項)

- ・認定の有効期間の更新を受けようとする法人及び特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けようとする法人は、添付の必要はありません（法第44条第2項、第51条第5項、第58条第2項）。
- ・この寄附者名簿は、毎事業年度初めの3月以内に作成し、その作成の日から起算して5年間その事務所の所在地に備え置く必要があります（法54条第2項）。
- ・欄が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・本様式は、可能な限り、印刷されたものと併せて電子データもご提出ください（CDR等に保存のうえ提出してください）。
- ・寄附者名簿に、賛助会費や助成金（いずれも対価性の無いものに限り）を記載する場合は、その旨を備考欄に記載してください。